

名古屋港管理組合公報

平成15年12月26日
(金曜日)
第321号

目次	
規 則	
○名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則……………	1
告 示	
○名古屋港ポートビルの施設の供用の休止……………	1
訓 令	
○名古屋港管理組合公印取扱規程の一部改正……………	1
審 議 会 事 項	
○名古屋港審議会委員の任免……………	1

第二項に規定する割り振られた勤務時間（以下「勤務時間」という。）外に、「嚴重」を「**嚴重**」に改める。

第六条第一項中「**総務部長**」を「**総務課長**」に改め、同項に後段として次のように加える。

届出事項を変更したときも、また同様とする。

第六条第二項を削る。

第七条第一項中「の各号」を「に定めるところ」に改め、同項第一号中「**浄書文書に決裁原議**」を「**施行する行政文書に決裁を終えた起案文書（以下「原議」という。）**」に改め、同項第二号中「**決裁原議**」を「**原議**」に、「**浄書文書**」を「**施行する行政文書**」に、「**公印使用簿**」を「**公印使用簿**」に改める。

第十条の見出し中「**廃止**」を「**又は廃止**」に改め、同条第一項中「**管守者**」の下に「**（管守者が置かれていないときは、総務課長の指名する者。以下同じ。）**」を加え、「**協議し、管理者の決裁を継なければならない**」を「**協議しなければならない**」に改め、同条第二項中「**前項の**」を削り、「**すみやかに**」を「**速やかに**」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 管守者は、前項により協議が整つたときは、速やかに管理者の決裁を受けなければならない。

第十三条の見出しを「**（公印の使用の特例）**」に改める。

附 則
この訓令は、平成十五年十二月二十六日から施行する。

規 則

名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十五年十二月二十六日
名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第十七号

名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則（昭和三十六年名古屋港管理組合規則第七号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第四号を次のように改める。

四 東海地震注意情報が発表されたとき。

附 則
この規則は、平成十六年一月五日から施行する。

審 議 会 事 項

名古屋港審議会委員の委嘱を、下記の者は解かれた。

馬 場 直 俊 （11月30日）

名古屋港審議会委員に、下記の者が委嘱された。

安 田 勝 一 （12月16日）

告 示

名古屋港管理組合告示第70号

名古屋港ポートビル条例（昭和59年名古屋港管理組合条例第3号）第13条第1項の規定に基づき、名古屋港ポートビル施設の供用を次のとおり休止する。

平成15年12月26日
名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

- 1 休止対象施設
海洋博物館
- 2 休止の理由
海洋博物館リニューアルに伴い必要があるため
- 3 休止期間
平成16年2月9日から平成16年4月20日まで（72日間）

訓 令

訓令第十二号

組合内一般

名古屋港管理組合公印取扱規程（昭和三十六年訓令第二号）の一部を次のように改正する。

平成十五年十二月二十六日
名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

第三条第二項中「に規定する」を「**第二条第一項に規定する**」に、「**勤務時間外**」を「**勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和三十二年名古屋港管理組合規則第六号）第一条**

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合